

令和5年度の静岡市政府調達に関する苦情の受付及び処理の状況は、次のとおり

1 苦情の受付番号
第1号

2 苦情申立日
令和5年12月20日付（令和6年1月12日付補正）

3 苦情申立人



4 苦情に係る調達機関名および調達物品・サービス名

(1) 調達機関名

静岡市消防局警防課

(2) 調達物品名

消防ヘリコプター一式

5 苦情の概要（原文ママ）

入札公告（令和5年11月1日付）に基づき上記4の調達機関が行った調達に係る入札手続について、以下のとおり仕様書に記載されている事項以外の要件により参加資格を判断したものであり不当であることから、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書その他の国際約束（以下「協定等」という。）第8条第3項及び（b）に違反する、また第10条第7項及び（b）に違反し、当該条項求める条件を合致する合理的根拠を示さない限り、一般競争入札参加資格審査の再審査及び調達条件を変えず再度調達を行うことを求める。

(1) 仕様書第8飛行性能1（1）～（4）において高高度での山岳救助が計画されており、小型のヘリコプターでは極めて実施が困難であること。

(2) 仕様書の性能要求において、11月28日質疑応答書（番号8回答内容）にて、実証不可能なカタログによる性能数値を許容するような不適切な回答となっており、引き渡し後に性能不足が判明する可能性を認めていること。また、あいまいな表現では、性能要求未達を許容してしまう可能性があること。

(3) 仕様書第5構造（5）において「客室は、ストレッチャー1台を含む救急装備等を搭載した状態において、正副操縦士席を除く6人分の座席を設置することのできる構

造であること」とあるが、ストレッチャー及び救急装備を搭載した状態では4人分の座席しか設置できず、仕様を満足しないこと。

- (4) 仕様書の装備品において、数量、設置場所等の指定があるが、11月28日質疑応答書(番号69回答内容)にて「変更が不可能であるときは、(変更を)認める」との回答がされており、仕様書の多くの項目を満足しない仕様を許容していると見られること。

6 苦情処理の状況

- (1) 静岡市政府調達に関する苦情の処理手続5(3)オその他委員会による検討が適当でない場合に該当し却下

静岡市入札監視委員会は、調達機関が提示したヘリコプターの仕様書と入札されたヘリコプターの性能(調達機関より営業上の秘密に当たると主張されている)の詳細が合致しているかを審査する能力を欠くため、当委員会において審議することはできないと判断する。

さらに、申立てにおける条項は調達への参加条件を定める際の規定であり、当該苦情は、当該条項の趣旨に伴った主張をするものとは言い難く、根拠規定が不明確である。

したがって、本件申立書「苦情の内容」欄に(1)として記載された事項は、「委員会による検討が適当でない」と認められる静岡市政府調達に関する苦情の処理手続5(3)オに該当し、却下する。

- (2) 静岡市政府調達に関する苦情の処理手続5(3)ア遅れて申立てが行われた場合に該当し却下

質疑応答書05 静岡警第2309号及び質疑応答書05 静岡警第2310号は、令和5年11月28日に閲覧に供し、同月29日に本件申立人に架電の上ファックスするとともに、同月30日に書留郵便により郵送したことから、郵便が到達した同年12月1日、本件申立人は、これらの質疑応答書の内容を知り、又は合理的に知り得たものと認められる。

また、静岡市入札監視委員会に苦情申立書が到達したのは令和5年12月21日であり、当該申立書の提出が、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に行われたものではないことは明らかである。

したがって、本件申立書「苦情の内容」欄に(2)及び(4)として記載された事項は、「遅れて申立てが行われた」と認められることから、静岡市政府調達に関する苦情の処理手続5(3)アに該当し、却下する。

- (3) 静岡市政府調達に関する苦情の処理手続5(3)ウ軽微、無意味な場合に該当し却下

本件申立人が本件申立書に示している「救急医療用シート配置」は、医療行為を行うことを前提としたドクターヘリの資料であると思われる、搬送を前提とした消防ヘリコプターの仕様とは異なる。これは、落札された機体に関する一般に配布されたカタログに照らし極めて明らかである。

したがって、本件申立書「苦情の内容」欄に（３）として記載された事項は、検討するまでもない「軽微な、又は無意味」であると認められることから、静岡市政府調達に関する苦情の処理手続５（３）ウに該当し、却下する。

以上のことから、静岡市政府調達に関する苦情の処理手続５（３）ア、ウ及びオに基づき、令和６年１月２９日、静岡市入札監視委員会は本件申立てを却下し、苦情申立人に通知した。